資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八三七億八九〇〇万円、資本準備金の額を八三八億六四〇〇万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年七月十四日
掲載頁　一一八頁（号外第一五七号）
平成二十七年一月二十日
東京都港区北青山二丁目五番一号
株式会社シーエフアイ
代表取締役　亀岡　正彦

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年二月五日を基準日と定め、同日十五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十七年二月二十一日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十七年一月二十日
東京都千代田区内神田一丁目九番一二号
株式会社シェアリングウォーター
取締役　白井　忠史

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年二月四日を基準日と定め、同日十八時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十七年二月十六日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十七年一月二十日
東京都中央区八重洲一丁目六番六号
株式会社テラスカイ
代表取締役　佐藤　秀哉

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年二月四日を基準日と定め、同日午後三時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十七年二月十九日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十七年一月二十日
愛知県名古屋市中区栄三丁目三一番六号
株式会社ロイヤル
代表取締役　中根　智大

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年二月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年一月二十日
東京都千代田区丸の内一丁目一番三号日本生命丸の内ガーデンタワー内
三井アルミニウム株式会社
代表取締役　木村　寿一

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年二月四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年一月二十日
大阪市中央区久太郎町二丁目五番二八号
大末サービス株式会社
代表取締役　鈴木　正明

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき代表取締役の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年三月十三日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年一月二十日
群馬県太田市東本町一八番二一号
株式会社七五商会
代表取締役　高橋　猛

限定承認公告

本籍北海道札幌市豊平区美園五条二丁目一番、最後の住所札幌市豊平区美園五条二丁目一番二〇―三〇一号
被相続人　亡　井上　徹
右被相続人は平成二十五年四月三十日死亡し、その相続人は平成二十七年一月七日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年一月二十日
札幌市豊平区美園五条二丁目一番二〇―三〇一号
限定承認者　井上奈緒美

限定承認公告

本籍千葉県市原市五井二四四五番地、最後の住所千葉県市原市五井西七丁目一〇番地八
被相続人　亡　和田　範彦
右被相続人は平成十八年七月十六日死亡し、その相続人は平成二十七年一月七日千葉家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年一月二十日
千葉県君津市久留里一八九番地
相続財産管理人　和田美智代
千葉市中央区中央四丁目一六番一号建設会館ビル一階　プライム法律事務所
右法定代理人保佐人　西田　祥子

限定承認公告

本籍東京都足立区中川一丁目三一七番地、最後の住所東京都足立区中川一丁目四番二三号
被相続人　亡　石鍋　伸二
右被相続人は平成二十六年四月二十二日死亡し、その相続人は平成二十七年一月九日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年一月二十日
東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目七番一六―二〇四号
限定承認者　石鍋　善雄

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市保土ヶ谷区川島町六九三番地二、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　山口　典枝
右被相続人は平成二十六年二月十九日死亡し、その相続人は平成二十六年十二月二十六日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年一月二十日
横浜市中区日本大通一四KN日本大通ビル
四階　みなと綜合法律事務所
限定承認者山口昇
代理人弁護士　海老名　毅

限定承認公告

本籍大阪市中央区難波一丁目七番地、最後の住所大阪市港区夕凪二丁目一八番五五―一一〇八号
被相続人　亡　志波　正幸
右被相続人は平成二十六年十月七日頃死亡し、その相続人は平成二十七年一月八日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年一月二十日
大阪市浪速区日本橋東三丁目六番二〇号
相続財産管理人　志波　正紀

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市鶴見区東寺尾六丁目一〇四九番地三、最後の住所大阪市北区大淀中一丁目一一番四―九〇九号
被相続人　亡　田中　隆晴
右被相続人は平成二十五年十月二十八日頃死亡し、その相続人は平成二十七年一月九日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
大阪市北区西天満五丁目一番三号南森町パークビル六階
限定承認者田中志よう
不在者財産管理人弁護士　斎藤　英樹

限定承認公告

本籍山口県宇部市大字中宇部一六番地、最後の住所兵庫県神戸市垂水区神和台二丁目六番地三　三浦方　被相続人　亡　近藤　サヨ
右被相続人は平成二十六年十一月十四日死亡し、その相続人は平成二十七年一月七日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年一月二十日
兵庫県神戸市垂水区神和台二丁目六番地三
相続財産管理人　三浦三夜子

任意清算公告

当社は、平成二十六年十二月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年一月二十日
福岡県うきは市吉井町一二六二番地の三
合資会社大鶴商店
代表社員　大鶴　寛己